

富山県聴覚障害者センターだよい

- 協会とセンターのホームページ
<http://www.tomichokyo.or.jp>
- 手話通訳・要約筆記・ライブラリ・センター利用の「手引き」を配布しています。

社会福祉法一部改正に対応して定款変更をします。

12月18日臨時評議員会・理事会の報告

社会福祉法等の一部を改正する法律により、経営組織の見直し等が行われ、定款の変更が必要となりました。富山市障害福祉課との事前協議を行った上で、定款変更案を提出し承認を受けるため、12月18日に臨時の評議員会、理事会を開催しました。

評議員35名中出席24名、理事13名中出席12名（書面賛否状提出1名含む）、監事2名出席し、午後1時～4時、4月～11月までの事業中間報告と4月～9月までの会計中間報告を行い、その後、①定款変更案、②評議員選任・解任委員会の運営細則案、③評議員選任・解任委員の選任の三つの議題を提出、審議を行いました。評議員会で①と②の議案に賛成の意見を得て、理事会で審議し、定款変更案については一部語句の修正の上で議決に入り三つの議題はすべて承認されました。

※定款変更案の一部語句の修正

第3条の2「この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。」

「独居高齢者等」→「高齢者・障害者等」に修正

※評議員選任・解任委員会の委員選任と運営細則

委員は、監事1名、外部委員2名の3名とし、監事は南進監事、外部委員は富山県障害者スポーツ協会事務局長（前高岡聴覚総合支援校長）恒川 修氏。富山県手話通訳問題研究会会長 新船洋平氏が選任されました。来年2月に、臨時理事会で新しい評議員名簿を協議確認の上で、評議員選任・解任委員会に提出することになります。

●社会福祉法等の一部改正に伴う定款変更のポイント●

- 評議員会は意見を聞く「諮問機関」から「議決機関」に変わります。決算、定款変更等を決議することになります。理事と評議員の兼任はできなくなります。
- 理事会で評議員を選任する権限はなくなり、新しく評議員選任・解任委員会を置いて、この委員会で平成29年3月までに新しい評議員を選任することになりました。新しく選任される評議員の任期は平成29年4月1日から4年間となります。現在の評議員の皆さんは平成29年3月31日で任期終了となります。
- 平成29年度の新評議員会において理事・監事を選任します。任期は今まで通り2年間。
- 評議員定数を35名→14名以上20名以内、理事定数を13名→8名以上13名以内とします。

今回の改選においては評議員20名、理事13名、監事2名選任の予定です。

評議員定数の内訳については、下表の予定です。理事・監事は現行継続の考えです。

会員 各地から推薦を受ける 合計15名						会員外
新川地区	中新川地区	富山地区	射水地区	高岡地区	砺波地区	
2	2	4	2	3	2	5

- 会員活動の専門部会役員については、法人の評議員であるかどうかは別にして選出することにしています。詳しい選出方法は専門部会で協議して決めます。

センター利用の実績

11月21日～12月20日

- 来所者 合計約740名

聴障者約287名、健聴者約453名

- コミュニケーション支援コーディネート91件

- ライブラリー貸出 1件1本

- 相談対応 6件 ●部屋貸出59件

★センター運営募金を
お寄せ下さい★

郵便振替口座；

00790-0-93002

名称；富山県聴覚障害者

センターを支える会